

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【会社名】	コンドータック株式会社
【英訳名】	KONDOTECH INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 瀨野 昇
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役管理本部長 矢田 裕之
【本店の所在の場所】	大阪市西区境川二丁目2番90号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長濱野昇及び専務取締役管理本部長矢田裕之は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用について責任を有している。

当社グループは、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われている。

財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社9社の内5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、上記以外の連結子会社4社については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性が事業規模に左右される観点から必要な範囲を決定した。当社グループの主たる業務が卸売・施工工事等であり、各事業拠点における売上高が事業活動の成長を計る指標として最も重視されていることから、金額的重要性指標として売上高が適切であると決定した。全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、当社の各営業部及び連結子会社の連結会計年度の売上高の金額が高い部門から合算していき、連結会計年度の売上高のおおむね3分の2に達している部門を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目を評価対象とし、当社グループの主たる業務の卸売・施工工事等が、自社で製造・調達した製商品を在庫した上で第三者に販売することや工事関連サービスを他社に提供することであるため、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとしてのれん等の評価に係る業務プロセスを評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

記載すべき事項はない。

5【特記事項】

記載すべき事項はない。